

「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱い

学校防災計画 p 9 「第33条 2」に基づき、以下の対応をとる。

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - ・ 通常どおりの教育活動を行う。（現行と同様）
 - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
 - ・ 後に発表される臨時情報（2の(1)から(3)）に備え、情報収集を行う。
- 2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ・ 通常どおりの教育活動を行う。
 - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
 - ・ 校長は、学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とする。
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ・ 豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
 - ・ 部活動や補習については実施しない。
 - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
 - ・ 校長は、学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とする。
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
 - ・ 通常どおりの教育活動を行う。

<(1)から(3)のすべての段階において留意する事項>

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討する。